インド特許庁、応答の無い商標異議案件のみなし放棄を通達

２０２３ 年 ２ 月 ６ 日
ＪＥＴＲＯ ニューデリー

2023 年２月６日、インド特許庁は、商標異議申立がなされた案件において、所定期間内に出願人から応答が無いものについては、商標法第 21 条第 2 項の規定により「放棄されたものとみなす」旨の通達を行った[1]。

当該通達においては、この通達のために影響をうける当事者に対して、商標法およびその規則に基づいた適切な通知を保証するために、放棄されたものとみなされる予定である案件のリストも合わせて公表されている。

（以上）

[1] https://ipindia.gov.in/newsdetail.htm?874/